

宇城市立小川中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月31日策定
令和8年4月10日見直し

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」ものであること、「すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。また、次の点についても共通理解を図る。

- 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行うこと
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止のための基本的な取組

(1) 取組の内容

- ① いじめを未然に防止するための取組
 - ア 学校の重点教育テーマに「いじめや差別のない小川中学校」を掲げ、全職員が同じ意識を持ち一丸で取り組む。
 - イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うために、道徳教育やキャリア教育と関連した職場体験、福祉体験、ボランティア体験の充実を図る。

- ウ 保護者や地域、その他関係者や関係機関との連携を図り、生徒が自らいじめを根絶しようという活動に対して主体的に取り組める手だてを行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や標語・ポスター、生徒会主催による人権集会の開催、人権学習の充実、教育相談を実施する。
- オ 「生徒とふれあう時間」を通して担任や教科担任すべての教職員が細やかに生徒を見つめ、生徒の異変に気づける体制をとる。
- カ 「きらりアンケート」の調査を実施し、いじめの未然防止に努める。

② いじめ早期発見のための取組

ア いじめの実態調査

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 「きらりアンケート」調査 月1回

(イ) 教育相談の実施による学級担任の聞き取り調査 (7月、11月)

イ いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用

(イ) 学校支援アドバイザーの活用

(ウ) いじめ不登校対策担当者をはじめとするいじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

エ 日常的な生徒の状況把握

授業のみならず登下校や朝の会・帰りの会、給食時間及び休み時間など恒常的に生徒とふれあいながら変化を見逃さない体制をつくる。

③ 事後対策

ア いじめ問題発生後の生徒のケア

被害生徒に対しては、心の状態を十分に把握し、必要に応じて心のケアを行うこととする。また、加害生徒に対しても、一定の教育的配慮のもと、粘り強くいじめが人として許されない行為であることや被害生徒の気持ちを共感的に理解させる。周りの生徒に対しても自分たちの問題として考えさせ、いじめを傍観することなく、それをなくしていく側に立つことのできるよう指導していく。

(2) いじめ防止等に関する体制づくり

① いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、次の機能を担う「いじめ事案対策委員会」を設置する。

「いじめ事案対策委員会」の構成員、役割並びに開催については、次の図のとおりとする。

【いじめ事案対策委員会】

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、教務、学年主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、
人権教育主任、養護教諭

（ ※場合によって、宇城教育事務所 学校支援アドバイザー、
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の協力を得る）

< 役割・活動 >

- いじめ防止基本方針の確認と検討
- いじめの防止等のための取り組みの検討と評価
- 重大事案への対応の検討と関係機関等との連携

< 委員会の開催 >

いじめ事案発生時、迅速に緊急開催とする。

【校内教育支援委員会】

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（情報集約担当者）、学年生徒指導、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭

< 役割・活動 >

- 生徒の情報交換、情報の共有や対応の検討
- いじめ問題発生時の対応の検討、役割分担
- いじめの防止等のための年間指導計画の立案・作成
- いじめの理解、未然防止や早期発見の取り組みの提案

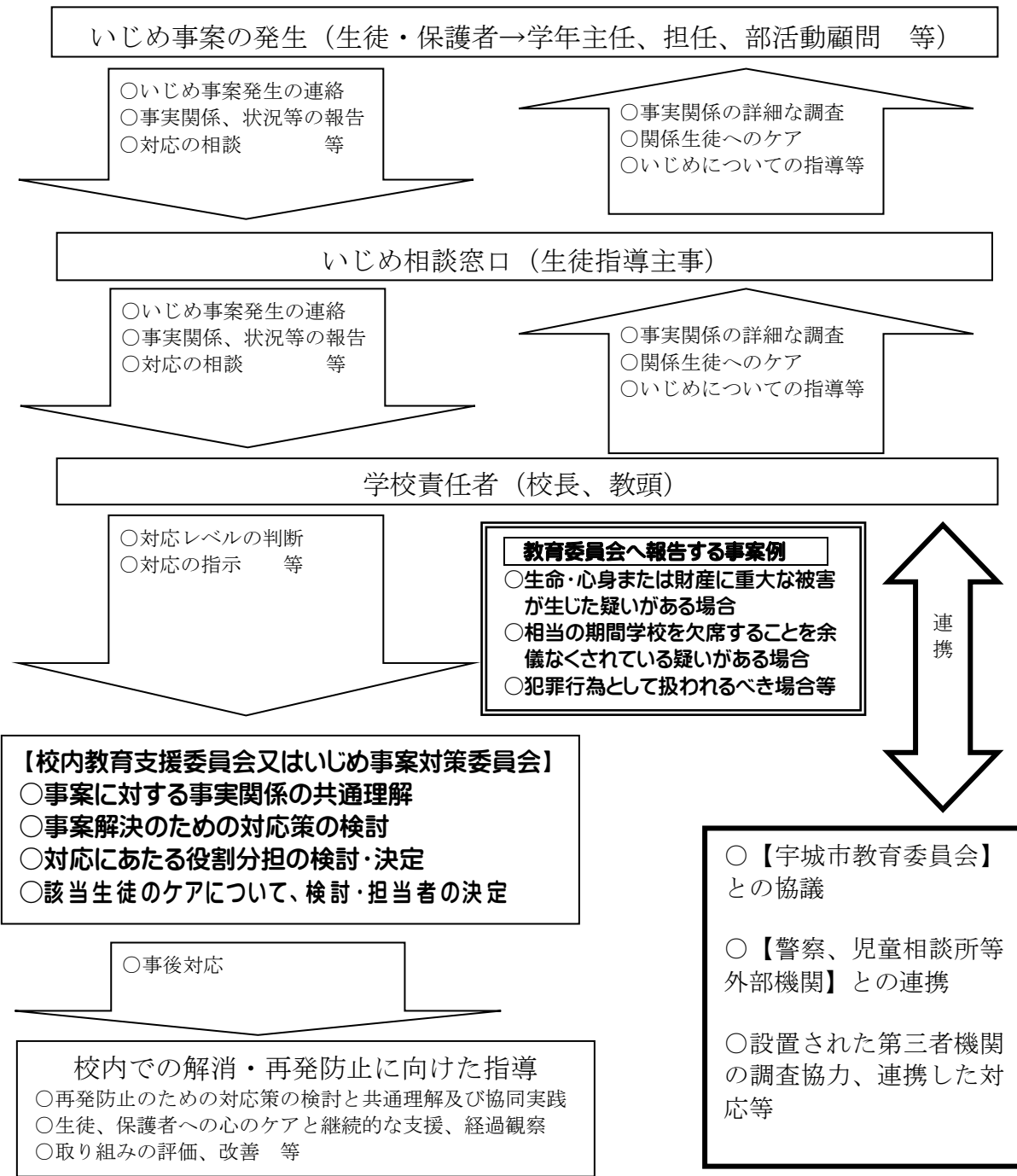
< 委員会の開催 >

週1回の校内教育支援委員会を「いじめ事案対策委員会」のための予備的な
情報交換の場とし、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

② いじめ事案発生時の基本的な流れ

いじめ事案が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応することが、いじめをうける生徒や保護者への影響を最小限に抑えることができる。基本的な流れとしては、下図のとおりである。

<対応の基本的な流れ>



(3) 重大事案への対処

図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、下記の事項を確実にし、学校外機関との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

- ア 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。